

○内閣府令 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十七年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、内閣府の所管する金融関連法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この

規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク

ク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて電磁的記録を電子計算機の映像面に表示及び書面に出力することができなければならない。

3 民間事業者等が、第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 記録された事項について消失を防止するための措置

二 記録された事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できるための

措置

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 別表第三に掲げる規定に基づく作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであって、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に

掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一

項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

<p>無尽業法（昭和六年法律第四十二号）</p>	<p>第十八条</p>
<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）</p>	<p>第四条第三項</p>
<p>損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）</p>	<p>第十条の五第七項及び第二十三条</p>
<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）</p>	<p>第五条の四第八項、第五条の五第十項及び第十二項、第六条並びに第六条の二第三項及び第五項</p>
<p>船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）</p>	<p>第三十八条第一項及び第二項、第四十四条第一項並びに第四十八条第一項</p>

<p>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律二百三十八号）</p>
<p>第三十六条第一項、第七十三条第四項、第九十二条第四項、第九十四条第一項、第九十九条第一項、第一百八条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条の六第一項、第五百五十条第一項、第五百五十七条第四項、第六百六十三条第一項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>	<p>第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第八項、第三十七条の二第十項及び第十二項、第五十一条第一項、第五十四条の十第一項、第五十五条の二、第五十八条第五項、第六十四条並びに第八十九条第一項</p>

<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）</p>	<p>第十七条</p>
<p>金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）</p>	<p>第八条の二</p>
<p>外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）</p>	<p>第十五条第三項及び第二十一条</p>
<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）</p>	<p>第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項</p>
<p>銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）</p>	<p>第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の</p>

	二十六第二項及び第三項
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十条第三項
貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）	第十九条
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）	第三十四条

<p>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</p>	<p>第十七条及び第二十条</p>
<p>金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）</p>	<p>第十六条第一項、第三十四条の六第一項、第三十四条の八第一項、第七十五条及び第九十条の十五</p>
<p>金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）</p>	<p>第二条の八第四項</p>
<p>前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）</p>	<p>第十六条</p>

<p>銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第二百一十一号）</p>	<p>土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）</p>	<p>第六条第一項</p>	<p>第十一条第一項及び第二項</p>
<p>資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）</p>	<p>第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十条、第六十三条第四項、第七十条第一項、第七十一条、第九十四条第一項、第九十八条、第一百零四条、第一百三十三条第一項、第二百二十七条第二項、第三百零一条第一項、第四百四十四条第五項第三号、第五百四十四条、第五百八十四条第二項、第五百八十八条、第五百八十九</p>		

<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）</p>	<p>第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十二項、第六十三項第四項、第七十条第一項、第七十八条、第九十四条第一項、第九十八条第一項、第一百零四条第一項、第一百三十一条第一項、第一百二十七条第二項、第一百三十一条第一項、第一百四十四条第三項第三号及び第一百五十四条</p>
<p>証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）</p>	<p>第九条第三項、第九十二条、第二百三条第二項、第二百六条第一項、第二百十四条、第二百十八条第三項及び第二百二十二条第一項</p> <p>第八条第五項、第九条第三項第二号、第十一条第二項及び第十五条第三項第八号</p>

別表第二

<p>信託業法（平成一六年法律第百五十四号）</p>	<p>信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）</p>
<p>第三十四条、第七十八条及び第九十七条（第百五条で適用する場合を含む。）</p>	<p>第三十九条第三項</p>

<p>金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>
<p>第四条第三項</p>	<p>第三十六条第一項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>

<p>外国証券業者に関する法律</p>	<p>貸金業の規制等に関する法律</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</p>	<p>抵当証券業の規制等に関する法律</p>	<p>金融先物取引法</p>	<p>前払式証券の規制等に関する法律</p>
<p>第二十一条</p>	<p>第十九条</p>	<p>第三十四条</p>	<p>第二十条</p>	<p>第七十五条及び第九十条の十五</p>	<p>第十六条</p>

<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</p>	<p>第百五十四条</p>
<p>信託業法</p>	<p>第九十七条（第百五条で適用する場合を含む。）</p>	<p>第百五十四条</p>

別表第三

無尽業法	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	損害保険料率算出団体に関する法律	協同組合による金融事業に関する法律	船主相互保険組合法
第十八条	第四条第三項	第十条の五第七項及び第二十三条	第五条の四第一項及び第六項（第五条の五第十二項において読み替えて適用する場合も含む。）、第五条の五第五項及び第八項、第六条並びに第六条の二第三項及び第五項	第三十八条第三項、第四十四条第一項及び第四十八条第一項

<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第三十六条第一項並びに第二百十一条第一項及び第二項</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第二十三条第一項、第三十六条第三項（第六十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項及び第六項（第三十七条の二第十二項において読み替えて適用する場合を含む。）、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第二項並びに第八十九条第一項</p>
<p>長期信用銀行法</p>	<p>第十七条</p>

証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十六号）	第五条、第十条第四項及び第二十七条第一項
金融機関の合併及び転換に関する法律	第八条の二
外国証券業者に関する法律	第十五条第三項及び第二十一条
銀行法	第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十八並びに第五十二条の二十九第一項
銀行法施行規則	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項

長期信用銀行法施行規則	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十条第三項
貸金業の規制等に関する法律	第十九条
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	第三十四条
抵当証券業の規制等に関する法律	第十七条及び第二十条
金融先物取引法	第三十四条の五第一項、第三十四条の八第一項、第

	金融先物取引法施行規則	前払式証票の規制等に関する法律	土地の再評価に関する法律	資産の流動化に関する法律
七十五条及び第九十条の十五	第二条の三及び第二条の八第四項	第十六条	第十一条第一項及び第二項	第四百四十四条第五項第三号、第五百五十四条、第一百六十八条、第一百八十四条第二項、第一百八十八条、第一百九十二条、第二百三条第一項、第二百十四条第一項及び第二百十八条第三項

<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</p>	<p>第百四十四条第三項第三号及び第百五十四条</p>
<p>証券会社の自己資本規制に関する内閣府令</p>	<p>第八条第五項、第九条第三項第二号及び第十五条第三項第八号</p>
<p>信託業法</p>	<p>第三十四条及び第九十七条</p>
<p>信託業法施行規則</p>	<p>第三十九条第三項</p>

別表第四

<p>損害保険料率算出団体に関する法律</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律</p>	<p>船主相互保険組合法</p>
<p>第十条の五第七項</p>	<p>第五条の四第九項（第五条の五第十二項において読み替えて適用する場合を含む。）、第五条の五第十項、第六条及び第六条の二第五項</p>	<p>第三十八条第四項、第四十四条第一項及び第四十八条第一項</p>

<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>第三十六条第二項、第七十三条第四項、第九十二条第四項、第九十四条第一項、第九十九条第一項、第一百八条第一項、第三百三十二条第二項、第三百三十九条の六第一項、第五百五十条第一項、第五百五十七条第五項及び第六百六十三条第一項</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第三十六条第四項（第六十四条において準用する場合を含む。）、第三十七条第九項、第三十七条の二第五項及び第十項、第五十一条第一項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の十第三項及び第八十九条第一項</p>
<p>長期信用銀行法</p>	<p>第十七条</p>

<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>外国証券業者に関する法律</p>	<p>銀行法</p>	<p>銀行法施行規則</p>	<p>長期信用銀行法施行規則</p>
<p>第八条の二</p>	<p>第十五条第三項</p>	<p>第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項</p>	<p>第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項</p>	<p>第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項</p>

<p>抵当証券業の規制等に関する法律</p>	<p>第十七条</p>
<p>金融先物取引法</p>	<p>第三十四条の六第二項及び第三十四条の八第二項</p>
<p>金融先物取引法施行規則</p>	<p>第二条の八第四項</p>
<p>銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律</p>	<p>第六条第三項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十条、第六十三条第五項、第七十条第二項から第四項まで、第七十八条、第九十四条第二項、第九十八</p>

	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</p>
<p>条、第百四条第一項、第百十三條第一項、第百二十七條第二項、第百三十條第一項、第百四十四條第五項第三号、第百八十四條第二項、第百八十八條、第百八十九條第三項、第百九十二條、第二百三條第二項、第二百六條第一項、第二百十四條第五項、第二百十八條第三項及び第二百二十二條第三項</p>	<p>第五十八條の二第二項、第五十九條第二項、第六〇條、第六十三條第五項、第七十條第二項及び第三項、第七十八條、第九十四條第二項、第九十八條、第百〇四條第一項、第百十三條第一項、第百二十七條第二項、第百三十條第一項並びに第百四十四條第三項第三号</p>

信託業法

第三十四条及び第七十八条

別表第五

協同組合による金融事業に関する法律

第五条の四第三項から第五項まで及び第七項（第五条の五第十二項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五条の五第二項から第四項まで及び第七項

船主相互保険組合法

第四十四条第一項及び第四十八条第一項

<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>信用金庫法</p>	<p>金融機関の合併及び転換に関する法律</p>	<p>金融先物取引法</p>
<p>第九十九条第一項、第三百三十二条第二項、第五百五十 条第一項及び第五百五十七条第五項</p>	<p>第三十七条第三項から第五項まで及び第七項（第三 十七条の二第十二項において読み替えて適用する場 合も含む。）、第三十七条の二第二項から第四項ま で、第七項及び第十二項並びに第六十四条</p>	<p>第八条の二</p>	<p>第三十四条の六第二項及び第三十四条の八第二項</p>

<p>銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律</p>	<p>第六条第三項</p>
<p>資産の流動化に関する法律</p>	<p>第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十条、第七十条第二項、第七十八条、第九十四条第二項、第九十八条、第二百二十七条第二項、第一百八十四条第二項、第一百八十八条、第一百八十九条第三項、第一百九十二条、第二百三条第二項、第二百十四条第五項及び第二百十八条第三項</p>
<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条</p>	<p>第五十八条の二第二項、第五十九条第二項、第六十条、第六十三条第五項、第七十条第二項及び第三項、第七十八条、第九十四条第二項、第九十八条、</p>

の規定による改正前の特定目的会社による特定資産
の流動化に関する法律

第百四条第一項、第百十三條第一項、第百二十七條
第並びに第百三十條第一項